

川崎市快適トイレの設置に関する特記仕様書（港湾工事）

- 1 本工事は、建設現場を男女ともに働きやすい環境に整備すると共に、女性・若手技術者の担い手確保の一翼を担うことを目的とした、男女ともに快適に利用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を設置する工事の対象である。
- 2 本工事における快適トイレの設置については、「川崎市快適トイレの設置に関する試行要領（港湾工事）（以下、「試行要領」という。）」に基づき行うものとする。
- 3 受注者は、契約後、速やかに、試行要領に規定する仕様を備えているものであることを示す書類を添付し、設置期間、設置基数及び概算額等の詳細を記載した工事打合せ簿を監督員に提出の上、協議しなければならない。
- 4 受注者は、設置する快適トイレの仕様及び実施時期等を記載した施工計画書を監督員へ提出し、承認を得なければならない。
- 5 受注者は、快適トイレに要した費用の明細を記載した契約書等の支出実態の分かる資料を監督員に提出し、確認を受けなければならない。
- 6 受注者は施工中において、使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。
- 7 工事途中において、疑義が生じた場合には速やかに受発注者間で協議し、決定するものとする。